

浦安都市計画地区計画の決定（浦安市決定）

美浜16自治会地区地区計画を次のとおり決定する

平成21年8月14日浦安市告示第119号

名	称	美浜16自治会地区地区計画
位	置	浦安市美浜四丁目
面	積	約5.3ha
地区計画の目標		<p>本地区は、JR京葉線新浦安駅より北へ約700メートルに位置し、宅地開発事業により、必要な道路、公園等の都市施設が整備され、現に良好な住環境を有する緑豊かな住宅地が形成されている。</p> <p>今後とも良好な住環境の維持、保全を図ることを目標とし、魅力ある住宅地としてのまちづくりを図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、専用住宅を主とした土地利用が形成されており、今後とも良好な住環境の維持、保全を図る一般住宅地とする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内区画道路及び公園については、既に宅地開発事業により整備済みであり、今後ともこれらの地区施設の機能の維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の敷地の面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態又は意匠の制限を図ることにより、良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。</p>

地区 の 区 分	区分の名称	一般住宅地区
	区分の面積	約 5.3 ha 5.2714ha
	建築物の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りではない。 一 住宅（建築基準法別表第二（イ）項第1号に掲げる住宅をいう。）ただし、3戸以上の長屋を除く。 二 前号の建築物に附属する建築物。ただし、建築基準法施行令第130条の5に規定するものは除く。
	建築物の敷地 の面積の最低 限度	160平方メートル ただし、基準日（地区計画施行日）に160平方メートル未満の場合、基準日の敷地面積を最低限度とする。 また、公益上必要な建築物は、この限りではない。
	壁面の位置の 制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1メートル以上とする。ただし、基準日に1メートルに満たない建築物又は車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもの、出窓の部分についてはこの限りではない。
	建築物の高さ の最高限度	10メートル
	建築物の形態 又は意匠の制 限	建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は周辺環境に調和した落ち着いた落ち着きのある色調とし、浦安市景観計画に定める景観形成に関する基準に基づくものとする。

「区域は、計画図表のとおり」

# 美浜16自治会地区地区計画 地区計画区域図

